

第10回小田原市市民活動推進委員会 会議録

- 1 日 時：平成25年2月14日（木）14時～17時15分
- 2 場 所：小田原市役所 602 会議室
- 3 出席者：前田委員長、工藤副委員長、有賀委員、石川委員、川久保委員、栢沼委員、神馬委員、穂坂委員、秋本委員
事務局：山崎地域政策課長、小川副課長、小澤主任、木村主事補
- 4 配布資料：・次第
 - ・資料1 （非公開）
 - ・資料2 （非公開）
 - ・資料3－1 （非公開）
 - ・資料3－2 （非公開）
 - ・資料4 協働推進に向けた委員提言の要旨（第9回委員会時）
 - ・資料5 小田原市市民活動推進委員会第5期委員会報告書（案）
 - ・資料6 市民提案型協働事業スケジュールと工程

5 会議内容

■ 開会

委員長：ただいまから、第10回小田原市市民活動推進委員会を開会する。この委員会については公開が原則だが、議題1「平成25年度市民活動応援補助金第1次審査」は、市民活動応援補助金の書類審査を実施するにあたり、市民の間に不当な影響が生じないようにし、かつ特定のものに不当な利益又は不利益を与えないようにするため、小田原市情報公開条例第24条第3項に基づき非公開とさせていただくので、御了解いただきたい。

議事に入る前に、事務局から配布資料の確認をお願いする。

■ 議題（1）平成25年度市民活動応援補助金第1次審査について

非公開

■ 議題（2）協働のガイドライン及び第5期委員会報告書について

委員長：それでは次の議事に入る。（2）「協働のガイドライン及び第5期委員会報告書について」、資料に基づき、事務局から説明をお願いする。

（事務局 資料5により説明）

委員長：各委員から質問・意見があれば、お願いしたい。

委員：委員の指摘箇所以外に修正されているところがあるが、それは事務局が判断して修正したものか。

事務局：そのとおりである。事務局で判断して変更した部分。

委員：いくつかお伺いしたい。P 1 のはじめに「小田原市の附属機関」とあるが第 3 期報告書では「市長の附属機関」と記載されていた。推進条例からは市長の附属機関と読み取れる。どちらが正しいのか。また、P 1 の 4 行目の「人々の価値観の多様化」とあるが、「市民の価値観の多様化」の方が一般的だと感じる。次に、P 2 の 1 - 2 作成の背景の最後の段落にある、「そこで、協働のまちづくりを具体的に推進するにあたり、協働のまちづくりを進めるために留意すべき事項を踏まえ、」とあるが、「協働のまちづくりを進めるため」という文章は重複しているように感じる。次に P 3 のここがポイント①の中にある「まちづくり」にカギ括弧がついているが意味はあるか。P 4 にメリットについての記載があり、団体にとってのメリットの中に「団体の持つ情報や知識を行政に伝えることができる」とある。それに対して行政にとってのメリットには「市民活動団体が持つ特性が活かされることにより、協働に対する職員の意識が向上する」とあるが、これを使用する行政職員の意識向上は重要な要素であるため、この部分をもう少し強調したい。次に P 7 の表の下に新たに「市民活動団体と行政には、それぞれ単独で行うことが望ましい事業もありますが、どちらかの主体性が高い、あるいは対等の領域の事業もあります。」という文章が加わったが、後段の文章とのつながりが弱い感がある。次に P 9 の 6 行目に「市内では、」という文章があるが、「本市では、」が一般的だと思う。次に P 1 2 のここがポイント④の内容を見ると P 1 7 の今後の進め方に記載した方がより鮮明になると考える。次に P 1 7 の 5 行目は修正されて「協働したお互いの関係者の」となったが、「お互いの関係者の」という部分にちょっと違和感がある。

事務局：P 1 の「人々」を「市民」に変更するなど単語の修正はすべてご指摘のあったようにしたい。P 1 の附属機関の位置付けは確認して正しい方を収めたい。P 2 の重複部分のご指摘についても重複しないように修正させていただく。P 3 のまちづくりは平仮名が続いて読みにくいので括弧を付けた。

委員長：P 2 にもまちづくりに括弧を付けないで使用している部分もあるので、付いているところと付いていない所があると分かりにくいように感じる。付けないで統一して良いのではないか。

事務局：そのようにさせていただく。

続いて、P 4での行政のメリットにある、協働に対する職員の意識向上は事務局としても重要な要素だと考えているので、ご指摘のとおり強調できるように修正したい。次にP 7の表の下の文章のつながりが良くないということだが、むしろ取った方が分かりやすいということであれば、追記した部分は削除する。

委員長：表の形も以前と変わって分かりやすくなった。以前は図も分かりにくかったので、表がどのような意味を示しているのか文章で補足する必要があった。今回の追記にそのような意図も込められていると思う。文章は工夫するとして、残した方が分かりやすいのではないか。

委員：私も文章を取って欲しいということではなく、文章はむしろあった方が良いように感じる。ただ、次の文章へのつながりが悪いのもう一工夫欲しいということである。

副委員長：表の説明としてあった方が分かりやすい。フォントを変えて表の一部にするというやり方もあると思う。

事務局：説明として残した方が分かりやすいというご指摘だと思うので、工夫して前後をつなげたいと思う。

委員長：「上の表に見られるように」というつながりを入れる形もありうると思う。事務局にお任せする。

事務局：P 1 2のここがポイント④をP 1 7へというご意見だが、事務局でもご指摘の部分に置くか迷った。結果P 1 2に置いたのは、ポイントのタイトルでもある「サービスを受けた人たちの声を活用しよう」という考えを事業の計画段階で持っていたかかったからこの部分に置かせていただいた。

委員長：例えば、丸括弧で「事業報告や事業評価については4－4を参照」と加えることで後ろとのつながりを持つことができる。

委員：分かりやすいと思う。

委員長：関連になるが、P 7の表についてはどうか。見やすくなったように感じるが他の委員の方はどうか。

委員：見やすくなった。

副委員長：分かりやすいと思う。

委員長：表内を見ると、関わる度合いが対等に近いものが「(1) (2) (3)」と来て、行政側の主体性が高いものが「(4) (5)」、市民活動団体側の主体性が高いものが、「(6) (7)」となっている。どちらが上という話ではないが、市民活動団体が後に来ている理由はあるか。

事務局：前段の文章を作成した後、それを表にはめ込んだ形となっている。市民活動団体を後にした理由は特に無い。

委員長：ガイドラインの中を見渡すと両者は対等であるが、文章の構成は常に市民活動団体が先でその後行政となっている。全体的な支障が無ければ、この部分も市民活動団体を先にすることで全体の統一感が増すと思う。

事務局：ご指摘のとおり順番を入れ替えても支障は無い。そのように修正させていただく。

副委員長：P 6の補助・助成について、「団体の育成を支援することを専ら目的とする補助は該当しません。」という文章があるが、市民活動応援補助金は、市民活動の促進や団体の事業の応援のために設けられた制度であり、団体の育成を目的にしている面があると思うので、読み手に誤解を招く恐れがある。そう考えるとここでこの文章を入れなくてはいけない理由が分からない。それが協働事業ということであれば、そこに団体の育成を支援するという目的が無いことは理解できる。表現の検討をお願いしたい。

事務局：団体の育成を専ら目的とした補助金は小田原市に限らず広く存在している。それは、ここでスポットを当てている協働の形態の補助・助成には該当しないと考え、このようにまとめさせていただいたが、委員のご指摘のとおり、団体の育成を目的にしないような書き方は穏当では無いと感じる。表現の仕方は事務局で再考したい。

また、市民活動応援補助金は、団体が独自に動いている事業から、一定の公益性の高さゆえ、行政が関心を持ち支援をしている事業もあるが、P 7の表で言うと「市民活動団体の主体性が高い領域」に入ると考える。

副委員長：私も市民活動応援補助金は、「市民活動団体の主体性が高い領域」が良いと思う。だからこそ、「団体の育成を支援することを専ら目的とする補助は該当しません。」が入っていると団体の育成に対する要素が全く無いように取れてしまう。やはり、市民活動応援補助金には団体を育成する要素も含まれていると思うので、原文のままだと違和感がある。

事務局：ご指摘のように市民活動応援補助金は多面的な要素を持っていると思う。公益性に重きを置かれ実施されている事業がある一方、提案型協働事業を行政と一緒にできるような団体になってもらいたい。行政と関わりを持たなくても自ら地域の課題を解決できるような団体になってもらいたいというような要素もある。

副委員長：私もそのように思う。

委員長：ここでは、団体の運営を直接補助するためのものは該当しないことを表現したい。結果的に団体自身が応援補助金を受けて事業を実施することは、団体のステップアップに

つながっているから、読み方によっては委員ご指摘のような読み方をする人もあり得る。
それでは、このあたりの主旨を踏まえて事務局に修正をお願いする。

事務局：そのようにさせていただく。

委員：以前は協働の事例として具体例の掲載があったが、今回の物には入っていない。後から別添として付ける予定か。

事務局：最初の案に具体例を掲載したが、V e r 2以降は掲載していない。理由としては、読みにくく、ガイドラインの中身にそぐわないのではないかと判断したからである。また、具体例は「募集要領」のような物に掲載し、実際に事業を企画する人が参考にできれば良いと考える。

委員：P 8に記載してあるステップ1からステップ4の項目は、P 9以降の各項目から引用していると思っていた。しかし、ステップ3は「振り返り」となっており、P 14の項目「事業報告」、P 15の項目「評価の方法と着眼点」から考えると「報告・評価」が適当だと考えるがいかがか。

事務局：P 8の各項目はP 9以降から引用しているため、統一した方が初めてお読みになる方にとって分かりやすいと思う。ご指摘のように修正させていただく。

委員：P 4の3-1 市民活動団体と行政はなぜ協働を推進するのかの最後の段落に記載してある「市民ニーズに即したサービスを提供できるほか、次のようなメリットが期待できます。」は、「ほかに次のようなメリットがある」という意味の文章であるので、その下に記載のある行政にとってのメリット「市民のニーズに即した公共サービスが提供できる」と重なる。よって、行政にとってのメリットに記載してある部分は削除した方が良いのではないか。

委員長：ご指摘のように重なっているが、期待されるメリットは一覧で見やすくなっており、この部分を別の用途でそのまま引用することも考えられる。このことから、上段の「市民ニーズに即したサービスを提供できるほか、次のようなメリットが期待できます。」の文章を修正して、下段のメリット内の記載は残した方が良いと思う。

委員：委員長指摘の内容の方が見やすいと思う。

事務局：そのように修正させていただく。

委員長：それではご意見も出尽くしたようなので、本日の委員会でのやり取りを踏まえて事務局にガイドラインを修正していただき、最終調整は正副委員長に一任という形としたいがよろしいか。⇒全委員了承

委員長：続いて、タイトルについて検討したい。事務局案として、(案1)「協働のガイドライ

ン」～よりよい協働を目指して～、(案2)「協働事業のガイドライン」～市民活動団体と行政のよりよい協働を目指して～、となっているがご意見があればお願いしたい。

委員：P 18のおわりにの冒頭に「市民活動団体と行政との協働事業に重点を置いて」とあり、協働事業に力点を置いている。また、前回委員長からは、ガイドラインは後段になると協働事業に特化した内容になっているというお話もあった。それらのことから、これは事業のガイドラインが適切だと感じる。ついては、案2が良いと考える。

委員長：ガイドラインは、協働の基本的な話からはじまり、3-2は「信頼関係に基づいた協働事業を進めるためには、」と記載され、協働の形態について書かれている。

また、全体を見渡すと前段に協働についての一般論的な内容を掲載し、後段は特に協働事業の進め方について詳しく書かれている。ボリュームや内容から判断すると協働事業にウェイトを置いて書かれているので私も案2の方が良いと考える。

副委員長：タイトルを協働事業のガイドラインとすると、協働事業は何を指しているのかというのが分かりにくい。P 7の表で協働の領域を示しているが、協働事業はどこを指すのか。

委員長：最初に「協働事業」という単語が出てくるのはどの部分か。

事務局：その本文ではP 5の2行目の「信頼関係に基づいた協働事業」で出ている。

委員：P 4の3-1には「協働で事業を実施し」と記載されている。

委員長：副委員長は案1が良いというお考えか。

副委員長：そのとおりである。協働事業より、もう少し広い部分を記載しているので案1が良いのではないか。

委員：協働にはこのような問題があるからこうしようだとか、協働に関わる職員の在り方はこうあるべきなどが詳しく書かれているようなら「協働のガイドライン」でも良いと思う。しかし、今回作成した物は事業の手引書的な要素が濃い内容になっているので、協働事業のガイドラインが良いのではと思う。

今からでは難しいと思うが、前段の部分にもっと協働についての内容を盛り込んで、後段で事業について述べる形にするとより良かったのかもしれない。

副委員長：「1. 作成の目的と背景」から「3. 協働に適した形態・領域」までを前置きのように捉えて、「4. 協働事業の進め方」以降を本章だと考えると案2でも問題無いように思う。

委員：P 1のはじめにの最後の方に「協働に関するガイドラインをとりまとめました。」という記載もある。

委員：P 18のおわりには「協働事業に重点をおいて」と書き出されているので、はじめに

と整合性が取れると良い。

委員長：それでは、私の方で、はじめにとおわりにの内容を推敲して案2のタイトルが合うようにさせていただく。それでは、それを踏まえてタイトルは案2で良いか。

⇒全委員了承

委員長：続いて資料に基づき、報告書の説明を事務局から願います。

(事務局 資料5により説明)

副委員長：「テーマ1」市民活動応援補助金については、背景・分析・検討内容と細かく書かれているのに対し、「テーマ2」協働のガイドラインについては内容の記載が少ない。資料としてガイドラインを添付するからだとは思いますが内容が簡易だと感じる。この委員会でたくさんの意見が出たと思う。例えば、サポートセンターの機能とは別に、市民活動を行うにあたり市民が気軽に相談に来られるような行政の窓口を作ることや、市民活動が推進するように職員の意識を向上させることなど、様々な委員から提言がなされた。その提言の内容を報告書にもう少し盛り込んで欲しいと思う。

事務局：協働のガイドラインを作成するにあたり委員から様々なご提言をいただき、その内容をもとにガイドラインの作成を進めてきた。そのあたりは、策定までの経緯で示している。また、P5のおわりに記載してあるが、ガイドラインの議論に時間を要したため、中間支援機関が果たす役割については、来期の委員会でもご議論いただきたいと考えている。

副委員長：ここで申し上げたいのは、多くの委員が行った提言の具体的な内容が報告書に記載されていないということである。

事務局：委員からご指摘のあったように、提言の具体的な内容は報告書に掲載されていない。各委員からの提言は、協働のガイドラインの作成にあたり、様々な立場や視点からお話をいただき、その内容をガイドライン作成にあたっての要素として、委員会で内容を検討してきた。もし、各委員の具体的な提言を掲載すると、具体例として委員からはこのような内容の提言が寄せられたという書き方になると思う。

各委員からいただいた提言の要素は、ガイドラインの中に含まれているという認識でいる。報告書は委員会から提出されるものであり、各委員からいただいた提言を委員会として報告書に盛り込むという議論はされておらず、提言もガイドライン作成のためという前提であったと思う。

委員長：委員の言われたことはせっかく提言したので、その内容を報告書に掲載したらという素朴な意見だと思う。提言自体は事務局の説明通り、要素をガイドラインに取り込んだ

ものはあるものの、委員会で提言内容を報告書に盛り込むという議論はされておらず、各委員から提言を行ったに留まっている。ついては、報告書の本文に盛り込むことは難しいが、資料という形で毎回事務局が配布していた提言の概要を添付してはどうか。

事務局: テーマ1に比べテーマ2の方が分量も少なく、バランスが悪いように見えるかもしれないが、テーマ1の応援補助金の部分については、客観的な事実を述べさせていただいているので分量が多くなっている。

委員長: バランスということであれば、テーマ2についてガイドラインの骨格を掲載することでバランスを調整できるかもしれない。

事務局: ガイドラインの本編を見てくださいという形で基本的には良いと思う。また、先ほど委員長がおっしゃったように委員会で内容について議論していない中、掲載するとしたら資料という形になると思うが、提言の概要をそのまま報告書に添付することは一般的には馴染まないと考える。

委員長: 報告書に掲載されることを前提に話していないこともある。事務局には資料として残るので報告書に掲載しない形でよろしいか。⇒全委員了承

委員: テーマ1でアンケートに基づいた内容の話をしているので、アンケート結果を資料として掲載してはどうか。テーマ2のガイドラインについては、この手の物は作った後に活用されないことがあるので、報告書に委員会から活用して欲しい旨の内容を加えて欲しい。また、報告書とは別の話になるかもしれないが市が行っている協働事業というものについて、体系的に一度整理した方が良いと考える。そうすることによって、職員自身が関わっている事業について協働事業だという認識を持ってもらうことにつながる。

事務局: ガイドラインについては、市民提案型協働事業などの協働事業を推進していく中で活用していくので、決して死蔵させてはならないものだと思っている。アンケートの掲載については、報告書の本体には盛り込むことは難しいものの、今後アンケートをホームページに掲載していく際にはガイドラインとセットで見える形で掲載したい。最後の協働事業の体系化については課題だと思っている。自治基本条例の中で、協働の取り組みを明らかにしていくことが、条文上も求められているところもあり、ガイドラインの形態にあるような事業が、市の中でどのくらい行われているか、この2年に互り調査をしてきている。委員ご指摘のような整理までは出来ていないので、今後の課題とさせていただきたい。

委員長: 他に意見が無いようなので、事務局には、本日出た意見で報告書に反映する必要がある部分を反映していただき、完了後、全委員に送付をお願いする。委員はお手数だが、

その内容を確認いただき期限内に事務局に意見を寄せて欲しい。

■ 議題（３）市民提案型協働事業について

委員長：それでは次の議事に入る。（３）「市民提案型協働事業について」、資料に基づき、事務局から説明をお願いします。

（事務局 資料６により説明）

委員長：各委員から質問・意見があれば、お願いしたい。

委員長：募集要領についてはどのように考えているか。

事務局：募集要領については、４月に行う広報に合わせて４月中旬に各公共施設に配架する予定である。内容は応援補助金の応募の手引きのような形で、制度概要や各種様式などを付けて申し込むにあたり必要な内容を盛り込みたいと思っている。現在、制度骨格を作っているのですが、それが固まり次第募集要領の作成に取り掛かりたいと思っている。４月に委員会時にはお示しできる予定である。

委員長：気になる点として、資料６の⑦第一次審査の実施後、不採択になったものが、応援補助金などに振り分けると記載されている。この内容だと、市民提案型としては不採択だが、応援補助金はもらえるように見える。これはどういう意味か。

事務局：こちらの記載については、不採択になった提案について、コメントを添える際に、その提案事業により適したメニューを紹介できるよう記載している。市民提案型協働事業としては不採択だが、応援補助金にエントリーしてもらえれば可能性のあるような提案があった場合に制度を紹介したいという考えである。

委員長：初めてのことなので、小田原市でどのような提案が出てくるか分からないが、他市では、提案型でエントリーしてきた事業の中で、応援補助金に適しているような提案を見たことがある。

副委員長：団体から提案が出され、その内容を団体と所管課が意見交換を行い、それを踏まえた意見書が審査会に提出され、第三者による第一次審査が行われる流れになっているが、その段階で団体と担当課が是非やりたいと思える提案もあれば、その逆もあり得る。他市でもこのような流れで行っているのか。

事務局：他市でもこのような流れを組んでいる所が多い。小田原市では２回、意見交換を行う予定であるが、中には意見交換というステップを１回としているところもある。

副委員長：まず公開プレゼンテーションを行い、団体が何を行いたいか確認した上で、その提案が協働事業で価値があるかどうか判断するという流れを組んでいる事例はないか。

事務局：視察を行った市ではそのような流れを組んでいるところは無かった。他市の事例も本市も、プレゼンテーションでは時間や手法が限られることから、資料6の⑤の部分にあるような形で団体から提案内容について詳細まで確認したいと考えている。

副委員長：第一次審査を最初に行い、その後、意見交換などの調整を経て、公開プレゼンテーションを実施するという流れの市はあったか。

事務局：最初に意見交換をしているところがほとんどであった。応援補助金もそうだが、それにとらわれてはいけないものの、関係する課からの意見は、審査を実施して行く中でプラスの要素が高いと思っているので、第一次審査の資料として添える流れで考えている。

副委員長：それは行政の意見を反映するための流れではないか。市民提案型というからには市民の発想をどのように受け止めるか、今まで考えたこともなかった提案も出てくると思う。書類を行政が見て、良い提案なので何とかやってみないかというのがこの制度の意義だと感じている。今想定されている流れのように最初のステップから関係課が入り、調整を行うというのはこの制度の意図を外しているように思う。また、県の協働負担金事業は、まず書類審査があり、それをパスした提案が県の担当課と調整していく形だと認識している。小田原市として市民提案型を始めるのであれば、市民からの提案を尊重したスケジュールの組み方をしていただきたい。

委員長：この制度は、そもそも市民からの提案を尊重しないと成り立たない。また、それを職員の方に認識いただけないと始まらない。

事務局：事務局では、団体から出される提案を丁寧に聞くために、第一次審査の前に意見交換の場を設定している。団体からすれば、自分たちの提案が書類だけを見られて判断されるのではなく、提案内容をしっかり説明した上で判断される方が良いと考えられるので、意見交換、第一次審査、意見交換・調整、プレゼンテーション（二次審査）という流れとしている。

委員：行政の立場からすると、せっかく出た市民からの提案をうまく所管課まで結び付けたという考えもある。それがないと、話が進まないし、予算も要求できない。それには、やはり職員の意識の醸成が重要であることは認識している。だからこそ、今想定しているように丁寧に団体の意見を聞く場を設けることで、所管との接点も深まって行くと思う。

副委員長：お互いに同じ狙いや願いがあることが分かった。おそらく協働事業に提案して来る団体は、それまで市の担当課と何らかのつながりを持って事業を行っており、そのような事業について予算を付けてもらえるような動きがあると良いと考えた。そうなる则担当

課だけとのやり取りでは、団体のやりたいことのイメージが広がっていかないように感じるので、もう少し対極の立場に立った判断をしてもらい、団体からの提案を是非やっ
て行こうという動きを行政に期待したい。思いが同じだということは分かった。

委 員：事務局もそのあたりをうまくやっていきたく制度構築に苦慮している。

委 員 長：この制度も小田原では初めての取り組みなので、行ってみないと分からないことが多いと思う。進めながら問題があることは修正していくことが必要である。この制度は、市民活動推進委員会の提言に基づきスタートしている経緯もあり、応援補助金もそうであったように、今後進めながらより現実に合った内容に制度を変えて行くことも考えられる。

■ その他

委 員 長：事務局から願います。

事 務 局：次回である第11回の日程は3月16日の第2次審査となる。第12回は審議と報告書の提出を市長にお願いしたい。ついては4月8日の午後で設定させていただきたい。続いて、部会については、5月27日または30日の夕方をお願いしたい。前回は5名5分野の方をお願いしている。委員長・副委員長・有賀委員・秋本委員・川久保委員となっていた。委員長が指名することになっているので併せて調整願いたい。

委 員 長：事務局案があればお願いしたい。

事 務 局：分野一人の委員である秋本委員と川久保委員、また委員長・副委員長には継続を、公募市民枠の有賀委員は、今回は石川委員と交代するお話があったので石川委員にというのはいかがか。

委 員 長：事務局案で願う形でもよろしいか。また、5月27日でよろしいか。

⇒全委員了承

事 務 局：現在1事業のエントリーを想定している。スタートは夕方をお願いしたい。最後になる第13回は行政提案型と応援補助金の報告会を開催したい。候補日は6月15日、16日、24日とさせていただきたい。⇒調整の結果6月24日

委 員 長：それでは、これをもって第10回小田原市市民活動推進委員会を終了する。